

江東区基本構想審議会条例

平成19年12月13日

条例第40号

(設置)

第1条 江東区基本構想の策定に資するため、区長の附属機関として、江東区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、江東区基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議し、区長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときに満了する。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(会議及び意見聴取)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮り小委員会を置くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区基本構想審議会条例施行規則

平成19年12月13日

規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区基本構想審議会条例(平成19年12月江東区条例第40号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、江東区基本構想審議会(以下「審議会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 区議会議員 8人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- (3) 区民及び区内各種団体構成員 13人以内
- (4) 関係行政機関の職員 4人以内

(小委員会)

第3条 条例第8条に規定する小委員会は、審議会から付託された事項について、調査研究する。

- 2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 小委員会の委員長は、委員が互選する。
- 4 小委員会は、委員長が招集する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。